

目 次

前 文

第1 市土の利用に関する構想

1 市土利用の基本方針	2
2 利用区分別の市土利用の基本方向	4
3 地域類型別の市土利用の基本方向	6

第2 市土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 市土の利用区分ごとの規模の目標	10
2 地域別の概要	11

第3 目標を達成するために必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先	14
2 国土利用計画法等の適切な運用	14
3 地域整備施策の推進	14
4 市土の保全と安全性の確保	15
5 環境の保全と美しい市土の形成	15
6 土地利用転換の適正化	16
7 市土の有効利用の促進	17
8 その他	18

参考資料

1 市土の利用区分の定義	20
2 計画の前提となる主要指標	22
3 土地利用区分ごとの市土利用の推移	23
4 利用区分ごとの規模の目標の考え方	23
5 市土利用の変化	26
6 利用区分面積と関係指標の推移と目標	27
6-1 農用地面積と関係指標の推移と目標	27
6-2 森林面積と関係指標の推移と目標	27
6-3 水面・河川・水路面積の推移と目標	28
6-4 道路面積の推移と目標	28
6-5 宅地面積の推移と目標	29
6-6 住宅地面積と関係指標の推移と目標	29
6-7 工業用地面積と関係指標の推移と目標	30
6-8 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標	30
6-9 市街地人口、面積の推移と目標	31
・ 土地利用現況図	33
・ 土地利用構想図	37
7 国土利用計画第二次塩尻市計画策定の経過	41
8 塩尻市総合計画審議会	42
8-1 塩尻市総合計画審議会委員名簿	42
8-2 請問書	43
8-3 答申書	44
9 用語の解説	46

前 文

この計画は、土地基本法第2条及び国土利用計画法第2条に示された国土の利用の basic 理念に即して、公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展をはかることを目的として、土地基本法第11条第1項及び国土利用計画法第8条の規定に基づく本市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関し、必要な事項を定めた計画（以下「塩尻市計画」という。）であり、土地利用に関する行政上の基本的な指針となるものです。

塩尻市計画は、国土利用計画法第5条及び第7条の規定により、それぞれ定められた全国計画及び長野県計画を基本とし、かつ、第四次塩尻市総合計画の基本構想（以下「基本構想」という。）に即するものとします。

なお、塩尻市計画は、長野県計画の改定、本市の基本構想の改定、さらに社会情勢の大きな変動があった場合においては、必要に応じて見直しを行うものとします。